

平成24年6月20日

岐阜県岐阜市上竹町21番地
コメット歯科クリニック代理人
弁護士 幅隆彦 先生

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネット
理事長 杉浦 市郎
(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-
三博ビル8階
事務局長 外山 孝司
(TEL: 052-265-9258、FAX: 052-2

再申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

改訂後の『「治療計画」施術の明細兼契約書』（以下、「契約書」と言います）をお送り頂きまして、ありがとうございました。当法人の申入書に対して大幅なご改訂を頂きましたことに、敬意を表するとともに、御礼申し上げます。

さて、当法人は、改訂後の「契約書」の内容を踏まえまして、消費者保護及び救済の観点から、別紙のとおり再度申入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴院の見解や対応につき、平成24年7月20日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴院からの回答の有無及び回答内容は適宜の方法により公表させていただきますことを申し添えます。

敬具

再申入事項

第1 再申入の趣旨

契約締結時点において、中途解約した際の精算金が患者に対して明確になるよう、契約条項を改善して下さい。

第2 再申入の理由

- 1 貴院では、従前の、中途解約を一切認めない契約内容を廃止され、中途解約の場合、次のとおり精算を行う内容の契約に改善して頂きました。

①契約後に解約を希望する場合には、治療の準備に要した費用の精算が必要

②治療開始後に解約を希望する場合には、治療の進行に応じた費用の清算が必要

- 2 しかし、患者において、上記の「治療の準備に要した費用」あるいは「治療の進行に応じた費用」の内容を事前に見通すことが困難なため、仮に同費用を多く見積もられた場合には、中途解約後に不測の損害を被るおそれがあります（実際、前回申入後の貴院に対する国民生活センターへの苦情・相談の内容を拝見致しますと、精算内容が不明確であるとか、精算金が高すぎるといったものが増加しているように思われます）。

他方で、歯科治療の場合、同じ治療・施術であれば、ある程度は事前に治療内容を見通すことができ、治療計画が一般化できるものと思われまます。したがって、治療計画とそれに応じた費用を規定することも困難であるとは思われません。

- 3 したがって、貴院におかれましては、治療計画と、それに応じた費用精算の明細（例えば、レントゲン撮影後には〇円、型取り後には〇円、歯牙1本挿入後には〇円・・・というような形で）を契約締結時点において、患者が認識できるよう明示して下さい。

また、治療内容の見通し困難などの理由で予め明示が不可能である治療の場合であっても、中途解約後の費用精算金につきましては、一方的に貴院が決めるのではなく、患者と協議して決めるようにして下さい。

以上